

令和4年6月 6日 開会

令和4年6月17日 閉会

(定例第2回)

日吉津村議会会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 28 号

令 4 年第 2 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4 年 6 月 6 日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和 4 年 6 月 6 日 午前 9 時 00 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘	井 藤 稔
橋 井 満 義	三 島 尋 子
松 本 二三子	河 中 博 子
前 田 昇	松 田 悦 郎
加 藤 修	山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第2回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和4年6月6日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和4年6月6日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第3号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第4号 令和3年度日吉津村土地開発公社決算報告について

日程第6 報告第5号 令和3年度株式会社ひえづ物産決算報告について

日程第7 報告第6号 令和3年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について

日程第8 報告第7号 長期継続契約について

日程第9 報告第8号 令和3年度日吉津村下水道事業会計予算繰越報告について

日程第10 報告第9号 総務経済常任委員会の調査研究について

日程第11 報告第10号 教育民生常任委員会の調査研究について

日程第12 議案第23号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）

日程第13 議案第24号 日吉津村教育委員会教育長の任命について

日程第14 議案第25号 日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例
例

日程第15 議案第26号 日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
例

日程第16 議案第27号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第28号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第29号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

日程第19 議案第30号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）

日程第 20 議案第 31 号 複合型子育て拠点施設新築工事（建築）変更請負契約について

日程第 21 議案第 32 号 財産の無償貸付けについて

日程第 22 議案第 33 号 日吉津温泉の利用許可申請について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 3 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第 4 号 令和 3 年度日吉津村土地開発公社決算報告について

日程第 6 報告第 5 号 令和 3 年度株式会社ひえづ物産決算報告について

日程第 7 報告第 6 号 令和 3 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について

日程第 8 報告第 7 号 長期継続契約について

日程第 9 報告第 8 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算繰越報告について

日程第 10 報告第 9 号 総務経済常任委員会の調査研究について

日程第 11 報告第 10 号 教育民生常任委員会の調査研究について

日程第 12 議案第 23 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）

日程第 13 議案第 24 号 日吉津村教育委員会教育長の任命について

日程第 14 議案第 25 号 日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例

日程第 15 議案第 26 号 日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第 16 議案第 27 号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例

日程第 17 議案第 28 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 18 議案第 29 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 19 議案第 30 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）

日程第 20 議案第 31 号 複合型子育て拠点施設新築工事（建築）変更請負契約について

日程第 21 議案第 32 号 財産の無償貸付けについて

出席議員（10名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 井 藤 稔
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午前9時00分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。ただ今から令和4年6月第2回定例会を開会します。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、3 番、橋井満義議員、4 番、三島尋子議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から 6 月 17 日までの 12 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 17 日までの 12 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第 3、諸般の報告を行います。議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

陳情の付託報告、本日までに受理した陳情は、お手元に配布の請願、陳情文書表のとおり会議規則第 92 条及び 95 条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告をいたします。なお、各陳情とも会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

行事報告、3 月定例会から本日まで、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長の報告事項があれば報告を願います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。令和 4 年第 2 回日吉津村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にご出席をいただきました。感謝を申し上げます。

開会にあたりまして、諸般の報告を申し上げます。まず、コロナの関係でございます。ワクチ

ン接種に関しまして、ご報告を申し上げます。本村におけるワクチン接種は、ヴィステピえづを会場とする集団接種と、医療機関での個別接種の併用により、進めてまいりました。3回目の接種につきましては、5月末でほぼ、希望される方の接種が終了をしたところでございます。しかしながら、全年代人口での接種率は、64.3パーセントとなっており、年代別で見ると高齢者の接種率が、90パーセントを超えているのに対して、若年層の接種率の伸び悩みが課題となっています。6月には補足の日程を設けるようにしているほか、夏にはイオンモール日吉津も県営の接種会場として活用される予定ですので、重症化リスクを下げるためにも接種を行っていただきたいと思っております。

また、4回目のワクチン接種につきましては、60歳以上の方または基礎疾患のある方で、3回目接種後5カ月を経過した方から順次接種を開始してまいります。7月3日日曜日からは、ヴィステピえづを会場とした集団接種を開始する予定で準備を進めており、60歳以上の方には接種券を6月中に発送する予定としております。その際に、3回目同様、それぞれの接種日時をお知らせいたしますので、引き続き円滑な接種にご協力いただきますようお願い申し上げます

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、本村におきましては本定例会で低所得子育て世帯に対する児童1人当たり5万円の給付事業や、原油価格高騰に伴うエアコン等光熱費の助成事業として、全世帯対象とした給付事業を提案させていただくこととしております。

議員の皆様には、よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

現在、建設中の複合型子育て拠点施設につきましては、7月末には建物が完成予定で、9月5日に供用開始を予定しております。現在は、毎週プロジェクト会議を開催し、一時預かり事業や園庭開放、認定こども園化に向けた取り組みなど、新しい施設への移転、開設に向けた準備を進めております。開設後も、保育所の解体、駐車場の整備等を行い、令和4年度末完成予定となっております。ミライト日吉津の、9月の共用開始前には、オープニングセレモニーや内覧会などを開催し、村民の皆様にもご覧いただきたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日吉津小学校において、4月には新に36人の新生児が加わりました。全校の児童数も221人に増え、休み時間には子ども達の元気な声が役場にまで届いております。5月28日には運動会を実施いたしました。子どもたちが力いっぱい駆け抜ける姿や、友達を応援する姿、運動会の運営の役割を一生懸命果たす、6年生の姿、最後まであきらめない姿に大変感動いたしました。昨年度に引き続き、低、中、高学年ごとに時間を区切った実施ではありましたが、本年度は、ICT

支援員を中心に尽力いただき、インターネットを介してライブ配信を行い、子どもたちは他学年の協議等の様子などを各教室で視聴しました。コロナ化であっても、子どもたちが互いの頑張りを認めながら、最大限に関わりを持てるように工夫をした取り組みでありました。保護者の皆様からは、コロナ化でも工夫しながら、児童の頑張っている姿を参観できる機会を設定したことに、感謝する声が、小学校に寄せられたところでございます。

5月24日には1、2年生の児童がさつまいもの苗植えを行いました。老人クラブの皆さんに、苗を斜めに植えることや、しっかり押さえておくことなど教わりながら、楽しく活動することができました。活動後の感想では、老人クラブの方々と一緒に活動できた喜びや、収穫への期待を子どもたちが語ってくれました。また、6月2日には、4年生が田植えを体験いたしました。日吉津小学校のコメ作りも、地域の農業者のみなさまのご協力があつてこそ成立する体験活動です。田植えをこれまで経験した児童も少なく、泥に足をつけたその感触の驚き、歓声が上がっていました。一人一人が、しっかりと苗を植えることができました。豊作を期待しています。

また今年度は、新型コロナウイルス感染防止のために中止をしていた、異学年交流、いわゆる縦割り班での活動を再開しています。ハッピータイムや、休憩時間等に遊びや、活動を工夫して行っています。自分も友達も大切に作る信条が、仲間づくりを通して育っていくものと期待をしています。

さらに今年度は、日吉津小学校の学習指導の核である「教えて、考えさせる授業」について、4月に事業を担当する全職員を対象に研修を行いました。その後5月末までの間に授業を担当するすべての職員が、授業を公開し、教育委員会指導主事が事後指導を行いました。日吉津村の子ども達の学力定着に向けて、授業づくり研究に、一層力を入れて取り組んでいるところでございます。今月10日には、5、6年生の大山登山、28、29日には鳥取県内を中心とした6年生の修学旅行が行われます。引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、教育活動を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、農業の関係についてご報告を申し上げます。日吉津村農業未来会議で検討を進めていた日吉津村農業将来ビジョンは、令和4年3月に策定が完了いたしました。日吉津村農業の将来ビジョンの実現を図るため、県の補助事業であります「がんばる地域プラン事業」も活用し、今年度から取り組みを開始したところでございます。最初の取り組みとして、4月28日に日吉津村がんばる地域プラン事業に関する任命式を開催し、アグリマイスター、村認定耕作者、農業よろず相談窓口の祖団員の方々に認定書、委嘱状を交付いたしました。ビジョン

に定めるその他の事業につきましても、順次準備を進め、取り組みを開始していきたいと考えております。村民の皆様、農業者の皆様と共同で、日吉津の農業、農地を次世代に繋いでいきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

海浜エリアの活性化につきまして、昨年4月から海浜エリアの活性化計画策定のため、職員で構成するプロジェクトチームと、村民、利用者の方々による海浜エリア活性化検討委員会を設置し、現地視察や意見交換を行い検討を進めております。また、現在このエリアを村民の憩いの場、村内外から多くの皆様に喜んでお越しいただけるエリアにするため、利用が少ない施設の活用案など、活性化のアイデアについて、村民の皆様からの意見募集を行っているところでございます。

うなばら荘につきましては、この3月31日をもって閉館し、建物は民間に譲渡され、土地は日吉津村と民間事業者との賃貸借となりました。今後、施設譲渡先の株式会社ヤードクリエイション社では、現在のうなばら荘の施設を活用し、鳥取県西部がトライアスロン発祥の地あるという特性を生かし、サイクリストやランナーなどのアスリートを主なターゲットとした宿泊型の拠点施設の運営を計画しておられます。また、キャンプ場につきましても、民間の運営ノウハウをその運営に生かしていくため、指定管理制度について来年度から導入できるよう、検討、準備を進めてまいりたいと思います。そうした動きを一体的、効果的に進め、海浜運動公園や海岸の松林など、海浜エリアのさらなる活性化を図ってまいります。4月には3年ぶりにチューリップマラソンが開催され、たくさん子どもたちや村民の皆さんの笑顔を見ることができました。また、今年度はここ2年実施ができていなかった行政懇談会について、感染防止対策を行いながら実施することとし、これまで上1自治会、上2自治会に伺い、村の重点事業等について説明し、意見交換を行っていただいているところでございます。今後すべての自治会に伺って、皆さまの声をお聞きし、今年度の事業実施に反映できるものは繁榮し、村政に活かしてまいりたいと考えております。

これまで、中止が続いてきた行事やイベントなども、感染防止対策を行いながら、できるだけ再開実施をし、村民の皆様笑顔に繋がる取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き村民の皆様、議員の皆様方には格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第3号 から 日程第9 報告第8号

○議長（山路 有君） 日程第4、報告第3号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許

費繰越計算書について、日程第 5、報告第 4 号令和 3 年度日吉津村土地開発公社決算報告について、日程第 6、報告第 5 号令和 3 年度株式会社ひえづ物産決算報告について、日程第 7、報告第 6 号令和 3 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について、日程第 8、報告第 7 号長期継続契約について、日程第 9、報告第 8 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算繰越し報告について、以上 6 件については村長からの報告ですので一括議題とします。村長の報告を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、報告第 3 号の繰越明許費及び報告第 4 号から第 6 号までの決算報告、報告第 7 号の長期継続契約、報告第 8 号の繰越報告につきまして、ご報告を申し上げます。

はじめに、報告第 3 号、令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり、情報システム等整備事業外 10 事業について、令和 4 年度に繰り越しましたのでご報告を申し上げます。

次に、報告第 4 号、令和 3 年度日吉津村土地開発公社決算報告について報告をいたします。日吉津村土地開発公社につきましては、令和 3 年 11 月 8 日をもって解散をしておりますので、決算の期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 11 月 8 日までのものとなります。

はじめに、2 ページから 3 ページまで、貸借対照表、損益計算書についてご説明いたします。2 ページの貸借対照表資産の部についてですが、流動資産として預金が 7,397 万 722 円という状況でございます。資本の部では出資金 500 万円、利益剰余金 6,897 万 722 円で当期損失金を含んだ額であり、合計 7,397 万 722 円の事業規模となりました。損益計算書の収益の部では、営業外収益につきましては、受取利息として 2 万 5,108 円でございます。

つづきまして費用の部ですが、一般管理費は県及び村の法人税を租税公課に、法務局登記手数料及び預金残高証明料を雑費に計上し、経費合計 9 万 4,260 円でございます。収益の部と費用の部から、差し引き合計 6 万 9,152 円が当期損失となりました。

6 ページをご覧ください。残余財産の処分についてですが、日吉津村土地開発公社の解散にあたり、残余財産につきましては、日吉津村に帰属すると定款に定めておりますので、繰越利益 6,897 万 722 円から清算に係る費用を除いた 6,881 万 4,843 円と基本財産 500 万円をあわせた 7,381 万 4,843 円を令和 4 年 3 月 22 日に村に引き渡しをしております。

以上、報告第 4 号、令和 3 年度日吉津村土地開発公社決算報告とさせていただきます。

次に、報告第5号、令和3年度株式会社ひえづ物産決算報告について、別紙のとおり第23期の決算報告書を付しまして報告させていただきます。株式会社ひえづ物産は、ご承知のとおり賃料収入により経営しているところでございますが、損益計算書のとおり売上高は1,687万1,982円、販売費及び一般管理費は1,563万1,837円で、営業外収益・費用などを加え、当期純利益の金額は、78万8,229円となっており、前期と比べて売上高は増加しましたが、修繕維持費の増加により、当期純利益は減少をしております。近年の営業状況については、平成29年3月末に1店舗撤退されたあと、1店舗が試験販売をされていましたが、コロナの影響で出店が難しくなり、現在新たな店舗が、出店に向けて準備を進めているところでございます。

なお、詳細については決算報告書をご覧くださいまして、皆様の更なる御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第6号、令和3年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告についてご報告いたします。決算報告書3ページの損益計算書をご覧ください。売上高は、7,988万9,343円で、売上原価2,750万2,051円を差し引きますと、売上総利益は5,238万7,292円で、販売費及び一般管理費1億2,545万1,301円などを差し引いた営業損失は7,306万4,009円となりました。受取補助金等に計上しております村補助金及び雑収入に計上しております雇用調整助成金などにより当期純損失金額は、884万5,206円となりました。これにより2ページの貸借対照表の繰越利益剰余金がマイナス476万8,672円となったものでございます。

次に、8ページの利用状況をご覧くださいまして、休憩と宿泊を併せての利用者数は1万8,720人、前年度比で1万,746人の増となっております。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により2か月以上、4月20日から6月末の休館の期間があったこと、また令和3年度は村の助成による半額キャンペーンを実施したことなどにより利用者の増となりました。

詳細につきましては、決算報告書をご覧くださいまして、令和3年度の決算報告といたします。

次に、報告第7号、長期継続契約について、別紙報告書を付しまして報告させていただきます。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものでございます。

報告する案件は2件であります。1件目は、固定資産税の基準となる家屋の価格を算定する家屋評価システムの賃貸借契約でございます。契約の相手方はリコーリース株式会社中国支社、契約金額は月額2万5,850円、契約期間は5年間でございます。2件目は、日吉津小学校で使用します電話機の子機3台の増設に伴う賃貸借契約でございます。契約の相手方はNTT・TCリー

ス株式会社、契約金額は月額 4,763 円、契約期間は 5 年間でございます。

詳細については、添付しております一覧表をご覧くださいまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

次に、報告第 8 号、令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算繰越報告について、ご報告を申し上げます。地方公営企業法第 26 条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり報告をいたします。令和 2 年 7 月豪雨で、全国的に浸水による下水道施設の機能停止が発生したことにより、施設浸水対策として取り組むこととなった令和 3 年度の国庫補助事業である下水道施設耐水化計画の策定業務につきまして、年度内に完了しなかったことにより、令和 4 年度に繰り越すものでございます。

以上で、報告第 3 号から報告第 8 号までの報告とさせていただきます。

○議長(山路 有君) 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑は報告ごとに行います。

初めに報告第 3 号の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) ないようですので質疑を終わります。

これから報告第 4 号の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) ないようですので質疑を終わります。

これから報告第 5 号の質疑を行います。質疑はありますか。

橋井議員。

○議員(3 番 橋井 満義君) すみません、手をあげるのが遅くなって申し訳ございません。このまず、報告第 5 号、ひえづ物産の報告についてですが、本件は、すでに土地が 16 分の 1 ずつの返還ですでに村のものになっておると認識をしております。それでですね、一番これから心配なのは、たしか年間に 30 万ずつの積立てをして、解体のことがあったように思っておりますが、今現在、この解体費の蓄積額トータルでいくらあるんですかね。それをちょっと、確認したいと思います。

○議長(山路 有君) 小原総務課長。

○総務課長(小原 義人君) 橋井議員ご質問にお答えします。貸借対照表をご覧くださいますと、負債の部の固定負債のところ、解体費引当金というのがございます。こちらの 690 万というと

ころが、現在の金額でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 690万、現在あるということは、これで確認できました。それですね、現在これを解体しようと思えば、どれくらい経費が掛かっていくかという試算をしておられるんでしょうかね。というのが、あと何年ぐらいでこの解体費に充当できるのかということが、多分30万の積立てでは追いつくか、追いつかないかわかりませんが、そこが一つのこれからのボーダーベースになっていく、それは要するにあれは魚屋さんの部分で、鉄骨の建物で、結構腐食の部分ですね、柱の基なんか結構進んでおるということもあるし、エアコンは途中でしょっちゅう替えたり云々をして、だいぶお金もつっこんでおります。今後はこの建物を例えば売却等も考えなくちゃいけませんし、ただ、単純に除却するという考えでもいけないしなところ今もう、その辺の時期に、このひえづ物産はきているんじゃないかなと思っておりますので、その点について、先ほどの解体費を含めた経費部分は、どういうふうな見込みをされておられるのかなということを知りたいです。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。議員おっしゃいますように、建物の老朽化も進みつつ、腐食も進みつつ、エアコンの故障、ご指摘のとおりでございます。一応契約が30年ということでスタートしております、先ほどの解体費の引当金につきましても、毎年30万集めて、30年で約1,000万集めようということで、スタートしておると聞いております。30年後、後もう6、7年で迎えるわけですけれども、今のところはですね、そこでまったく解体してしまうという考えではありません、おそらくイオン等も引き続き契約されるということでありますという見込みから、なんとか修繕をしながら、今の建物を使っていこうと、引き続き営業して行こうというふうに考えております。具体的な、解体費にいくらかかるかというような、今のところは試算はしてないところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。現在、1店舗空いてるということで、説明によりますと、今出店の準備をされているところがあるということでしたけれども、毎週ですか、パン屋さんが来ておられたんですけれども、そうではなくてほか店舗ということでしょうか。今、進めておられるというのはどういう状況でしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。おっしゃいますとおり、食パンを販売されておりました。それが一応試験販売ということで、これまで来られていましたけれども、先ほど村長の報告の中にもありましたけれども、コロナ禍ということでなかなか出店が厳しくなったということで、パン屋さんが一応断念されて、次の新たな事業者の方が出店を考えておられるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） この店舗に出店希望がありませんかっていう、周知ですけども、村内とかそういうところにはされないでしょうか。わたくしがちょっと、ホームページに出ておったかも分からないですけども、見ていないのか、どういうふうにしてされていますでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。たとえば、店舗が空きますとこみで一斉に周知ということではありませんで、それまで声をかけていたところがあって、たとえば食パンの販売ですと、試験販売をちょっと、したいということでありましたので、そこで一定期間、そこやっていただく、その間はなかになかその方の返事待ちということになってしまいますので、なかなかほかの所に声かけすることができないということで、その辺をこう全体的にじゃあ、せーので募集しますではなくて、ちょっと個別的に当たっていくというようなやり方をしているところでございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

続いて、報告第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。うなばら荘が閉館になったということの関係で、いくつか確認をしたいと思います。まず、一つは貸借対照表の中で、未収金とかあるわけですけども、確認ですが、これはいわゆる事業団としては終わったんですが、清算人がこのあたりの処理を、引き続きやるということなのかなと思います。その辺の状況が、現時点でどのように進

んでいるかということをお聞きしたいのが1点。

それから、次にうなばら荘の備品のようなもの処分があったと思いますが、それがどういう状況であったかということで、損益計算書の中に営業外の雑収入というのがありますので、この辺に入るのかなと思いますが、とくに備品について、何点で、どれくらいの見積金額のものかということをお聞きしたいと思います。

それから3点目ですが、4ページになるとは思いますけれども、退職金が計上されております従業員さんの退職金だと思いますが、この1,000万余りの金額が一体何人の方に支給をされたのか、それに多少付随して平均どれくらいかっているようなことも、ご答弁いただいたらと思います。

それから最後4点目ですが、このうなばら荘を、長年、西部の各町村あたりからご利用いただいてきたわけですが、最終的に、たとえば定例の利用者の方、多分あると思うんですね、毎年、何月ぐらいには利用していた団体とか、ようはそういったところに一つの節目として、あいさつとか、あるいはその後の対応とか、そういうことがある程度あったのかどうか、その辺の周辺の方に、この間の利用に対するフォローがどういうふうな状況であったかということをお聞きしたいと思います。以上4点、お願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まず1点目の、未収金ということですが、これは3月末の時点で、まだ、収入として実際あるけれども入ってきていないものでございまして、それについては、ほとんど4月、5月で収入済みでございまして。もちろん、清算事務をお願いしている職員さんに、そのあたりを、処理をしていただいているということでございます。

それから備品の処分なんですけれども、備品につきましては基本的に西部広域さんの備品台帳に登録されているものにつきましては、そのままヤードクリエーションさんに譲渡するということになっております。ですので、そうですし、財団として購入したものにつきましては、財団の方で処分すると、必要だということであればヤードさんにそのまま譲渡しますけれども、不用だということであれば、こちらの方で処分するというふうになっております。

それぞれ西部広域と財団の方で処分費を計上しておりますが、この間、ヤードさんの立ち合いの基、これはいるかとか、いらぬとかいうような選別を行いました。ですので、今その選別が終わって、じゃあこれを処分しましょうということわかりましたので、今業者さんにどのくらいの処分費がかかるかということを見積もりしていただくようにしております。ですので、

その作業はまだですから、いくら掛るかというようなことは、今のところちょっと分かっていないという状況でございます。

それから退職金につきましては、1,000 万ちょっとのところがこのに計上されておりますが、対象となる方は19名でございます。ただ、細かいことを言いますと、この退職金の中には一時金の上乗せ部分と有給買取部分、この両方が含まれております。それと更に、もう少し言えば、19人の中で清算事務として残っていただいた方は、まだ、この中には含まれていないということの状態でございます。

平均どれくらいかにつきましては、皆さんの基本給の3カ月分ということになりますので、そのあたりかなというところで、ご理解いただきたいと思っております。

それから最後の、定例利用者の方へにどういうことをフォローしたかということですが、今年の頭ぐらいですかね、ご最良のお客様には閉館のお知らせということで、はがきを送らせていただいております。そのくらいのことしかできておりませんが、そういったことをさせていただくということで、ご報告をさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 退職金の点についても、19名ということでご報告いただきましたが、結局、まだ清算に関わる方もいらっしゃるということで、確認ですが、清算事務が終わった段階では、改めてこの4月から清算最終までの報告は、ここの議場等で報告をいただくということにならないといけないと思うんですが、なりますかね、その辺の確認です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えします。清算に係る報告なんですが、基本的に地方自治法でいいますと、村が出資している法人に対して報告義務があるということですので、これについては、毎事業年度というふうに謳われていと思います。そうすると、基本的に事業をやっている年度だと思いますので、基本的に清算に係る報告は必要ないんじゃないかなという理解はしております。ただし、それについては、前年度の事業年度に関わることもありますので、報告をさせていただくようになるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先ほどは、未収金についての話がありましたけれども、未払いのも約1,500万ありますが、これも清算っていいですか、支払いもできていま

すでしょうか。

それと、清算人さんがこれはされるのでということでしたけれども、清算の具合が順次どういうふうになっておるといふことの報告は受けておられる。もちろん、村長が清算人代表ですので、報告があつてゐるかなと思ふんですけれども、どこまで進んでいますでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。まだ、支払いができていないもの、つまり買掛金ということになりますけれども、これにつきましてはほとんど終わりました。支払いは終わりました。それで、整理を受けているかということですが、清算に関わる事務の方につきましては、5 月末で一応契約を終わりましたので、その時点で、すべてのことにつきまして報告を受けて、その後はこちらの方に引き継いでやるようにしておりますので、全てを把握しているところでございます。

それでほとんどの収入ですとか、支出、支払い関係というのは終わりかけているということで、ご報告をさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） このうなばら荘については、ようやく従業員さんの退職手当が決着をみて、ここで清算ができたということで、まず今回の最終的な数字の確認といひましようか、対比的なものをちょっと改めてみたいと思いますが、今回退職金が約 1,000 万、先ほど前田議員からの指摘があつたとおり、営業外収益で雑入これが約 1,000 万ということで、今回の雑収入の 1,000 万分が、退職手当に充当がここで可能になったといふことの数字が見て取れると思います。

それで例えば、4 ページの、特に人件費が掛かっている部分が、給料手当から退職共済掛金まで、これが合計で約 8,000 万ですね。それで販売費および一般管理費の合計が、1 億 2,500 万ということで、この人件費約 8,000 万分の合計が、約 65 パーセントぐらい占めとるんですね。数字的には、販売費及び一般管理費の部分の 65 パーセントが、今回の人件費部分に充当されたといふことで、さらにこれを 3 ページを見て、売り上げの総利益ですね。これが 5,200 万、これが充当できるのが、給料手当に充当できたといふことです。といふことは、売り上げの部分で給料手当は出ないといふことが、このうなばら経営の一番のボトルネックであつたといふことです。これは続けていけば続けていくほど、マイナスになっていく事業であつたといふことが、今回のこの報告で明らかになつたといふことであります。

まあそれはそうとして、うなばらのこの構造的な金額の問題、さらに今回は、退職金部分は、先ほどもありました雑収入ということで、今後はどれをうんぬんしていくのか、売っていくのかということでそこは充てていけるということで、なんとかトントン、チョンチョンになったということが少しは良かったかなというふうに思います。数字の確認をくどくどさせていただいたんですけども、構造的な、単純にブロックボリューム的にはこれで皆さんだいたいわかっていただけると思うんです。

それでわたしが、長いこと喋ってもいけませんので、この後、清算事業が先ほどもあったように、残っていくということで、ほんとこれ一番最後の最後は、どこでとめをつけられてというあれでおられるんですか。6月いっぱいまで済むのか、それ以上かかっていくのか、その分は一般会計から持ち出しになっていきますよね。一般会計というより、これは令和3年の最後の部分で、あれがあったんじゃないですかね。その点について、確認をしておきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。うなばらの決算の構造につきましては、おっしゃるとおりでございまして、そこは異論のないところでございます。清算の方なんですけれども、先ほど、申しあげましたように、ほとんどの支払い関係は終わっております。ただ、前段で申しあげた備品の処分費、これがまだかかります。こちらについては、当初で予算はしておりますので、その予算の範囲内であれば、特にそれ以上の負担は村にないというふうに思っております。

これで支払いが終わりますと、官報への公告が必要になります。こちらが法定で2カ月間の期間が必要ですので、今の予定ですと6月中旬から、もうじゃあ債権はありませんかというところでの公告をさせていただいて、2カ月間ですので8月中旬までということで、そこでなければ確定ということで清算の決算報告ができるということになります。決算報告ができれば、そこで評議委員会を開きまして、承認をさせていただいて、最後は清算終了ということになりますので、9月くらいになるかというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） ちょっと確認をしておきたいと思います。先ほど来、この処分費の1,000万という話が、雑収入ということが出たんですけれども、先ほど頼からこの処分の話が出るんですけれども、ヤードクリエーションとの契約内容ですね。要は、土地は日吉津村、建物は西部広域がヤードさんに売られた、売却ですね。破格の値段の四百七、八十万でしたか、その

中に村が独自に買った備品があるよということの部分で、処分費のここは収益がある。けども、この処分の中身ですね、ヤードさん、普通は俗に不動産業界でいう居ぬきが普通は通常の条件です。それが西部広域がどこまでの部分で、ヤードさんとの契約をされて、その中には日吉津村の独自のものが建物の中には入っているから、そこは雑収入で1,000万あるよということの部分じゃあないなと思うんですよ。

それで後、その処分費はこっちのほうがしなくちゃいけないんですかね。その処分費をこちらが持つということの、理解はどのように考えればいいのか、ヤードさんがされるんじゃないの。それは契約の中でどういうふうにされたのかな。そこがちょっと理解できるように、答弁願います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。備品につきましては、建物の中にあつて、西部広域の備品台帳に登録されているものにつきましては、そのままヤードさんに譲渡するということになっております。その中に、その一般財団うなばら福祉事業団が、独自に購入したものであるというのは明記がされておりませんで、そういうものがいくつかあるということ、まあ、ほとんどが西部広域のものなんですけれども、若干そういううなばら福祉事業団が独自で購入したものがあつて、それについては契約の中に入っていないので、必要でないというふうにおっしゃられると、うなばら福祉事業団で処分せざるを得ないということで考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3回目になりますので、これで簡潔に終わります。以前にも申し上げたことがあると思うんですけれども、例えばお皿とかですね、そういった備品が台帳に載っていないと、あれは、わたし記憶にあるのは、前々前助役がですね、わざわざ伊万里までいかれて、有田だったかな、わざわざそこから買って帰られたお刺身用の皿をわたしは覚えています。そういうことが、多分載っていないと思うんです。それで処分しなくちゃいけないものリストって、いつ、どこで、だれがつけられるんですか。それで処分費がわからないとか言われるんですけれども、それはわかって初めて処分費がでるんじゃないですか。皿の処分とか、リサイクルショップで売れますよ。1枚10円で、まあ、その辺どうですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） うなばら福祉事業団が処分するもののリストまではないんですけれ

ども、事業団の所有という物を確認しました。そして、ヤードクリエーションさんと現場で見て、これは不要ですということ saying いただいたものが、今わかっていますので、それをこれからそのものを業者さんに見ていただいて、処分費を見積もっていただくということを、予定しております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから報告第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

これから報告第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第3号から第8号までを終わります。

日程第10 報告第9号

○議長（山路 有君） 日程第10、報告第9号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井です。本議会での報告になりますが、去る3月定例会におきまして、総務経済常任委員会は閉会中の調査申し出をさしただいております。そして、去る5月10日にこれらの閉会中の調査を行ったものでございます。

ご報告申し上げます。令和4年6月6日、総務経済常任委員会委員長橋井満義。

調査目的、村有財産の維持・管理状況について、調査日時、令和4年5月10日火曜日、午前10時から午前中に行っています。調査地につきましては、村内の1点目、田園居住区内の村有地、2点目、旧うなばら荘北側松林及び東屋、3点目、海浜運動公園内のテニスコート・ゲートボール場・その他付随施設についてでございます。出席者、総務経済常任委員、わたくし橋井、そして副委員長、三島尋子、委員、井藤稔、同長谷川康弘、同山路有、総務課、課長補佐里英樹、主事山内将弥、議会事務局局長、小乾敬介、以上出席を求めています。敬称を略させていただきました。

調査概要であります。村有財産管理について、村内の状況と今後の維持管理運営について調査を行っております。まず1点目、田園居住区内の村有地ですが、これは旧村土地開発公社によるT氏との土地交換により確定した土地であるが、現況確認をしておりませんので、行いました。2点目、うなばら荘北側の土地についてですが、これは、松林と解体予定の東屋の進捗状況等を確認するためであります。3点目、現在のキャンプ場東側にございますテニスコート・ゲートボール場を含め、これらの利用状況を確認しております。以上の点から、調査の必要があるため、現地確認を行ったものであります。

これらについての考察であります。まず、1点目については、村民の方からこれらの村有地を今後はどうするのか、多くの意見をいただいております。特にこの海川新田地区の現在地日吉津村2517番地ですね。これらの隣接する土地については、現在4棟の建売住宅が建設中であります。これらについては、概ね今月中には完成をみるような状況となっております。同今吉地区におきましては、今吉2471番地隣の2470番地には、これらと同様の計画が予想されております。今後は、村有地売却を含め、有効な計画が行政には求められております。

それから2点目についてですが、これはうなばら荘北側の松林で、これも土地交換により取得した土地であります。現在これらについては、松の間伐がされず見通しがきかない状況にございます。保安林であるが県などと協議をし、整備をされたいと思います。東屋については、老朽化し危険な状態でありました。本年度予算化された事業であり、速やかに履行をされたいと思います。

それから3点目の、キャンプ場の東側にありますテニスコートですが、このテニスコート及びゲートボール場については、現在ほとんど利活用されておられません。放任空地となっており、草の生え放題であります。今後、利用促進の広報も必要であると思いますが、これらについては今後の管理運営と、コストパフォーマンスが大きな課題であると考えております。同様に便益施設と東屋も老朽化をしており、修繕及び解体費を含め、一帯の計画を早急にされるべきであります。

以上、現状確認を行いました。今後はこれらの年次計画を立て有効に利活用されたいと思います。海浜エリアは検討委員会で計画されるようではありますが、今後は、白砂清松の風景を後世に残し、村民に広くPRされるとともに、存在意義を周知されるべきであると考えたところがございます。

以上、総務経済常任委員会の閉会中の調査報告でありました。

○議長（山路 有君） これから、報告第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。総務経済委員会の調査結果についてたいへんごくろうさまでしたが、少し簡単なことをお聞きしたいと思います。テニスコートやゲートボール場の利用についてですね、現状の方を報告いただいて今後の課題示していただいておりますが、一応確認ですが、海浜エリアの検討委員会等ですでに予算をかけて検討をするという旨とか、指定管理とかですね、そういった事案が予定されておりますけれども、この委員会の中で村の方から情報提供を受けたり、そういった点の議論はなかったのかどうなのかその点だけちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○総務経済常任委員長（7番 橋井 満義君） 前田議員のご質問についてですが、今、定例会にこれらの補正予算が出ております。これを見て、こういうふうになっているのかなとわたしも知らなかったんです。要するに、この委員会での検討の部分は、わたしどもの委員会にはどういう状況で、これを予算化をしてということまでの話は聞いておりません。ですので、わたしたちは、あくまでも議会としての活動として、これらはやはり調査の必要があるということで行ったものでありますので、これらの詳細について公衆トイレの改修とか、ゲートボール場とキャンプ場の整備をするとか、東屋を炊事棟にするとか、駐車場を整備するとかというようなディティールの部分は承ってはおりません。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で質疑を終わります。

日程第11 報告第10号

○議長（山路 有君） 日程第11、報告第10号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題とします。教育民生常任委員長の報告を求めます。前田委員長。

○教育民生常任委員長（7番 前田 昇君） 教育民生で調査を行いましたので、その概略についてご報告申し上げます。議場の皆さんには、結構いろいろ意見交換の経過も含めて、配付させていただいておりますが、多少、はしょって報告をさせていただきたいと思います。日時につきましては、先だって6月1日、出席者は松本、松田、加藤、河中、わたくし前田ということで、

5 人の委員、それから議会事務局長、村の方から住民課の矢野課長に出席いただきまして、説明の方で西部広域行政管理組合の三上局長以下3名の方、あるいは最終処分場の事業者の方にご出席をいただいております。場所については、一般廃棄物の最終処分場ですね。それからリサイクルプラザ、それから帰りまして村の議会委員会の中で協議をしております。前後しましたが、今回の調査項目につきましては、今後の廃棄物処理と環境対策ということで設定をしております。

趣旨について読み上げます。西部広域管理組合では、新たな一般廃棄物処理施設、可燃ごみ、不燃ごみの処理施設及び最終処分場について、新たに整備に向けた基本構想が設定されております。すでにその用地の選定に着手されているというところであります。そこで、西部広域行政管理組合の、現在の施設の運用状況と、今後の施設整備に向けた課題について調査をしたものがあります。併せて、本村の廃棄物処理の現状と今後の環境対策ということで、考察をしたいということでありました。

内容としましては、まず、1点目は一般廃棄物の最終処分場について、現地に伺いまして現状視察をしております。その後、一般廃棄物の中間処理施設リサイクルプラザの方に伺って、現状の視察をしていると、それから3点目に、先ほどから申し上げております西部圏域の、広域処理施設の整備基本構想と、その進ちょく状況について伺っております。最後に、本村の状況を検討しております。

主な内容について説明します。まず、最終処分場ですが、平成5年に供用開始をされ、西部広域の中の各市町村の、不燃物の残渣などを埋め立てる施設として、運用がされておまして、すでに、埋め立て容量の80パーセントに達しているということでもあります。この施設は民間の事業者さんが管理をしておまして、毎日10トン車で4台程度搬入しますということでありました。まああの、埋設をします底地には20重シートの上に敷布のシートを貼り、2重構造としておりますので、破損する危険性はないというふうに説明を受けております。出ました雨水を含めた滲出水、お水ですが、の、処理施設についてはろ幕というものを使って、処理施設を運用しておまして、心配されます塩分等の除去した水になっており、それは河川に放流しているんだということでもあります。

次に、リサイクルプラザの方の一般廃棄物中間処理施設ですが、こちらの方は平成9年に供用開始されておまして、以来西部圏域の資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトルなどの回収処理を行っているということでもあります。はぐっていただいて、ごみとか、粗大ごみについては、鉄とかアルミとか選別をしまして、再利用に回しているということではありますが、ただ、そ

の資源ごみの中には、不適物の混用が多くありまして、機械の選別だけではなかなか対応ができず、作業員の方による手選別が行われており、大きな負担になっております。

次に、西部圏域の新しい、広域処理施設についての状況を伺いましたが、西部圏域の急激な権益人口の減少とか、ごみの減量などに対応して、効率的な整備が設計されつつあるということでも伺いました。すでに、西部全市町村が施設の広域化に合意し、令和14年度稼働を目標に基本構想がまとめられております。そして現在各市町村からの候補地の報告を受けて、用地の選点作業に着手をしているということでもあります。境港市、大山町、米子市から候補地が上がっておりまして、全5カ所の中で選定作業にこれらから着手されようとしておりまして、令和5年度中には用地の選定や、周辺との合意を目指しているということでもありました。

本村のごみ処理につきましては、その後に協議しておりますが、たいへん細かい分別を徹底しておりますものの、事業系の廃棄物が人口に対して多く排出されておまして、住民1人当たりのごみの量ということでいいますと、県下で断トツのトップになっているということでもありまして、そういった点を今後の課題ということで報告を受けております。

以上のような状況の中で、われわれとしての主な意見、指摘事項について述べたいと思います。最終処分場につきましては、現在の施設はいわゆるオープン型であって、それですと雨水等が上から降りますので、その水の処理が大きな課題となっております。塩分濃度が高まる危険性が、ぬぐえない印象がっております。新しい施設につきましては、オープン型なのか、いわゆる大井屋のあるクローズド型なのかは、まだ、未定であります。水処理をしやすく地域住民の方の安心も得られると考えれば、クローズド型というものは多少建設費が増額になろうとも、検討すべきではないかというふう感じた次第であります。

また、この最終処分場には焼却後の主灰、飛灰、いわゆる灰の処理をここに埋め立て処理するかどうかということがまだ、最終的な決断ができておりませんで、その処理するかどうかによって用地選定とか施設の設計については、流動的な部分があるなあというふう感じた次第であります。

次に、中間処理施設リサイクルプラザについては、現在の施設には老朽化もしておりますし、たとえば設置当初に比べアルミ缶が急増したり、遺棄ビンの利用が激減したりして、状況が大きく変わっております。また、先ほど申し上げましたように、資源ごみの分別作業は不適なもの除去のために、作業員さんは立ちっぱなしの流れ作業でありまして、たいへん過酷な状況だということにお見受けしました。そういった点を充分踏まえて、新しい施設の設計にあたられた

いというふう感じた次第であります。

それから、新しい施設の用地選定であります。現在、5カ所が候補地となって、選定委員会が設けられ、検討が始められておりますが、用地の選定につきましては周辺の住民の方にも影響とか、関心の深い課題でありますので、十分な情報提供に努められたいと思っております。

ちなみに候補地の一カ所は、米子市尾高日下地内の農地一体というものも一つ上げられておりました、心当たりは本村にも近い候補地でありますので、選定に当たっては日吉津村の立場として、充分注視していきたいというふうに考えております。

最後に、本村の今後の処理につきましては、一人当たりのごみの排出量が、県下で断トツのトップであるということを含めると、たとえば、担当課の廃棄物処理の担当外の、村の職員の方も含め、現状のリサイクルプラザを見学する機会を設けるなどして、環境意識に対する高揚とか啓発に努められてはどうかというふうなご意見をあげさせていただいております。

また、世帯が増えた区域の可燃物のゴミの集積場などの対応については、自治会の方で見直しをいただくわけですが、その際には行政も支援したり、情報提供をしながら、行政と住民が一体となって、円滑に進められるように配慮をいただきたいというふうに考えております。

以上、西部広域の新しい施設の課題、それからそれに対する本村の対応ということで調査をいたしましたので、報告に変えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） ただいま、総務経済並びに教育民生、たいへんわかりやすく、熱心に調査研究していただきまして、ありがとうございました。ご苦労様でした。

そうしますと、これから報告第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩を入れたと思います。

再開は10時40分から再開しますので、議場にご参集下さい。それでは休憩に入ります。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。

日程第12 議案第23号

○議長(山路 有君) 日程第 12、議案第 23 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 3 回)についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長(中田 達彦君) ただいま議題となりました、議案第 23 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 3 回)について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 2,285 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 5,821 万 4,000 円とするものでございます。

歳出から主なものを申し上げます。はじめに、5 ページをご覧ください。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費に 849 万 7,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス対応原油高・物価高騰緊急対策にかかる負担金補助及び交付金の増額が主なものでございます。

第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 1 目 社会福祉総務費に 140 万円を計上しておりますが、これは生活困窮者等の原油高・物価高騰緊急対策給付にかかる扶助費の増額でございます。同款、第 2 項 児童福祉費、第 1 目 児童福祉総務費に、283 万 4,000 円を計上しておりますが、これはひとり親以外の低所得子育て世帯への生活支援特別給付金にかかる扶助費の増額が主なものでございます。

次に、6 ページをご覧ください。同款、同項、第 3 目 母子父子福祉費に 341 万 5,000 円を計上しておりますが、これもひとり親子育て世帯への生活支援特別給付金にかかる扶助費の増額が主なものでございます。第 4 款 衛生費、第 1 項 保健衛生費、第 2 目 予防費に 670 万 9,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種にかかる事業委託料、システム改修費、医師等への報償費の増額が主なものでございます。

次に、歳入につきまして、4 ページをご覧ください。第 14 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 2 目 衛生費国庫負担金に 279 万 2,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種にかかる負担金の増額でございます。同款、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 総務費国庫補助金に 919 万 7,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス対応原油高・物価高騰緊急対策にかかる地方創生臨時交付金の増額でございます。同款、同項、第 2 目 民生費国庫補助金に 624 万 6,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました子育て世帯生活支援特別給付金事業にかかる新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の増額でございます。同款、同項、第 3 目 衛生費国庫補助金に 257 万 8,000 円を計上してお

りますが、これは新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に対応した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額でございます。

なお、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金に132万円を計上し、歳入歳出を調整しております。

以上、議案第23号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第23号の提案説明が終わりました。本議案については、本日採決を行います。これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。3点お願い致します。5ページ、社会福祉費の扶助費140万というのがありますが、これはあの、ここに書いてあります対策としての計上ということになりますが、この財源ですけれども、140万の内、70万は国庫からきたものがここに充てられていますね。それと後、70万は県の物価高騰による分の生活困窮者世帯に対する補助金が70万でそれが財源となっております。それは理解しますが、県の70万というのは、県が独自に生活困窮者に対して、支援をするということで計上されてるのではないかというふうにわたくしは理解しています。

5月31日でしたかね、県議会が開かれて、全会一致で可決になっておりますけれども、そうすると説明で1世帯当たり、7,000円ですね、出ていくのが、生活困窮者に対しては、その県の方だけを増額して支払う意味とは違うんでしょうか。その点一つお願いいたします。

それと、6ページです。説明の資料によりますと、母子福祉福祉費に対して申請が必要ということがありますね。その中で、この申請がいるっていう方に対して、周知はどのようにして行われるのかっていうことを思います。それと、期限というのがあるんでしょうか。その点もお願いします。

6ページ、しようと思いましたがけれども、先ほど説明の中で報償費について、予防接種、報奨費が医師とか看護師とか謝礼って書いてありましたけれども、当初予算にコロナっていうことが書いてなかったんで、これ普段の予防接種に対して、何でたくさんこんなになるんだっていうふうに見たんですけれども、先ほど説明がありましたので、これは取り下げます。二つだけでいいです。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の、生活困窮者等の原油高物価高騰緊急対策事業ということなんですけれども、先ほど議員のご指摘のとおりといたしますか、財源としましては県の補助事業を受けまして、7,000 円の中の2分の1は県補助を受けます。残りの部分について、国庫の財源を充当させていただくというような形の事業となっております、この7,000 円といたしますのが、一応電気料金の上昇分の3カ月分ということで、見込まれた数字ですので、こちらの額が給付される額ということになっております。

それから2点目の、低所得の子育て世帯、こちら、ひとり親の世帯の対象の部分ということでございますけれども、当然、児童扶養手当を支給されている方につきましては、こちらの方で把握できておりますので、申請不用で給付していただく形になりますが、そうではない方ということにつきましては、これは村報やホームページ等で周知をしながら、後は、対象と思われる方には、可能性のある方につきましては、個別でこういう制度がありますということは、お伝えをしていくということで、後期限としましては、今年度末までは対象の期間と、事業期間となっておりますので、継続して対象の方がおられないかというところは、確認をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 低所得者のその子どもに対する、母子福祉の福祉については、周知は徹底していただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

先ほどの初めの県の補助についてですけれども、これは県が単独でそれをプラスしていくというふうなものではないですね。みんな全世帯同じ7,000 円でいくつていうことで、その財源を県が70万プラスして出すつていうことなんでしょうか。はじめ来ている国庫の分で、全額を出して、後、県分はプラスしていくということとは違うんですね。単独で県がしていくというふうにわたしは解釈したんですけれども、県議会のを見て、それは違うということなんですね。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。先ほどの給付金につきましては、まずは7,000 円の給付という事業を、県と市長村で共同して行うということで、財源2分の1は県が補助しますと、後残りの2分の1につきましては、基本的には市町村が判断して行うというところで、日吉津村は国の交付金をそこに当てて対応するというところを、事業として考えさしていただいたというところがございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにございませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。先ほどの議論のあった、原油高物価高騰緊急対策事業ということで、伺うんですが、大変わたし認識不足かもわかりかませんけれども、いわゆる総務管理費の方でこの補助事業があつてですね、それは1100世帯が対象だと、それでそれと一方で民生費といいますか、社会福祉費で対応するのが200世帯ということですが、これは特に社会福祉費の対象の方については、上乘せということではないんですかね。その辺の確認と、それからいずれにしても、これをいつから広報をして、基本的にいつごろ支給するというふうな日程になっているかということをお伺いしたいなと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。前田議員からご質問がありました、今の生活困窮者等の原油高物価高騰緊急対策給付に関してのご質問でございますけれども、この生活困窮者等への分につきましては、先ほどご説明をさせていただきました県2分の1という仕組みの中でやるものでございまして、これについて県分に上乘せということは予定をしていません。上乘せということではなくて、日吉津村におきましては横出しということで考えておりまして、この生活困窮世帯が100世帯ぐらいでしょうか。ということに加えて、日吉津村におきましては、影響が非常の大きいというふうな判断から、全世帯に対して同額の7,000円を交付するというので、この度提案をさせていただいているものでございます。スケジュール感、予定等につきましては担当課長から説明をさせます。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えします。スケジュール感ということでございますが、できるだけ早急に、この事業の趣旨としましても給付すべき内容と考えておりますので、いったん申請をしていただくということが発生してまいりますので、いったん皆様にご案内させていただいて申請手続きをしていただく、できるだけ今月中に発送できればと考えておりまして、早ければ7月上旬にでも支給という流れに、スケジュール的にはもっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにございせんか。

そうしますと、質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 24

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 24 号日吉津村教育委員会教育長の任命についてを議題いたします。ここで井田教育長の退席を求めます。

[井田教育長退席]

○議長（山路 有君） それでは提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 24 号日吉津村教育委員会教育長の任命について提案理由の説明を申し上げます。

日吉津村教育委員会教育長井田博之氏が、令和 4 年 6 月 16 日をもって任期満了となることに伴い、令和 4 年 6 月 17 日から令和 7 年 6 月 16 日までの 3 年間教育長に再任したく、議会の同意を求めるものでございます。以上、議案第 24 号の説明とさせていただきますのでよろしくご審議、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。教育長さんの任期 3 年が切れるということで、本日採決ということなんですが、3 年前にもこういう日程だったということなんですが、まあ 1 点につきましては、やはり教育長人事というのは非常に重要なもので、いわずもがんですが、ありますので、こういうふうな初日の決定、採決というのは、今後はそういった手順はどうかというふうに思いますので、その辺についてのご見解を伺いたいのが 1 点。

それからもう 1 点ですね、多くここで議論するつもりはありませんけれども、以前、教育長は中央公民館の館長も兼ねて、実際に、社会教育の現場にも中心的な役割をさせていただいておりました。現在、そのことがおろそかになっているとは思えないんですけれども、社会教育、生涯学

習の範疇も非常に広がっております。今回、教育委員会の次長というふうな人事も村の方から提案がされておりますので、改めて教育長の重責に対して、社会教育全般、あるいはもう一ついきますと、ヴィレステの運営につきましても、積極的にリーダーシップをとっていただくということを期待をしたいと思っておりますが、その点について村長の方の指示なり、見解を伺えたらなと思います。以上2点よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 少し申し遅れましたけれども、本議案については本日採決を行いますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。それでは質疑に。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。前回、教育長の任命に係る同意をいただいた際にも、同様な日程で提案をさせていただいておりました、6月議会会期中に、任期が到来するというところで、初日議決をお願いをしたところでもございまして、この度も議会日程、同様に会期中に任期が切れるということで、同様な提案をさせていただいたところでもございます。その手続、やり方につきましても、次回ということになるかも知れませんが、少し研究をさせていただけたらなというふうに思っております。今のやり方でも決して間違いではないんですけども、おっしゃられることももっともな話だとも思いますので、そこは少し勉強させていただけたらなというふうに思っています。

それから、社会教育に力を入れるべきということで、ご発言をいただいたところでもございまして、非常に、井田教育長の方ですね、わたしの思いですけども、この社会教育の方にもしっかりと力を入れて取り組んでいただいている、一生懸命取り組んでいただいているというふうに思っています。教育長に就任されてからですね、ひえづの歌をつくって、これも村民の皆様に関わっていただく中で、この歌を作って、ダンスを作って、この間も小学校の運動会があったわけですけども、全ての学年が、これを準備運動にひえづの歌、ダンスもする中で準備運動をしたりということで、非常にこれも定着をしてきているというふうに思っています。

この村民の皆様の力を結集してやっていく、新に音楽祭というような取り組みも初めていただいているところでもございまして、この村民の皆様の力を集めて、なにかをつくっていったり、そして、社会教育を広めていくというようなところで、大変ご尽力をいただいているというふうに思っております。

今後につきましても、同様に期待をしているところでありますし、ヴィレステの方にも、こちらにつきましても、これまで同様に積極的に関与をしていただきまして、この社会教育、さらに

この日吉津村の社会教育ということが、力強く進めていけるように期待をしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。井田教育長は大変、学校教育とかも進んで、一生懸命取り組んでいただいているっていうことは、よく理解をしております。一つ先ほどもありましたが、わたくしは一般の社会教育というところについても、今後もし仮に、これ、続いて教育長ということが、可決になった場合ですけれども、そのところの井田教育長の思いとか、そういうことをちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

日吉津村の社会教育団体というのが、育っているかどうかということもあると思いますし、育成をしていくということ、そしてみんな一つで日吉津村の課題について話合う場所とか、そういうことも含めて、あまり難しいことではないですけれども、普段の状況の中で、関わりが持っていけるような、取り組みを進めていっていただきたいというふうに思っています。

学校に対しての協力というか、一緒に活動させていただくのは老人クラブとかで出てますけれども、そういうのは限られた人だと思っておりますね。全体に対して皆さんの活動が進むような取り組みをしていただきたいというふうに思っています。

先ほど、同僚議員からあったことを含めてですけれども、その点について、村長さんの方からどういうふうにお考えになってるかなあとということを、もう一度お願いをいたします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほどお答えをさせていただきました考えでございますけれども、今ヴィレステの方でもですね、社会教育、グループ活動等も、非常にこういった活動、村民の皆さんの活動を支援していこうということで、力を入れてやっているところでありまして、新たな動きとかもでてきておりますので、そうした動きも捉えながら、ぜひ、教育委員会、村としても、ここにコミットしていくようなことで、広がりが出てくるようなことは教育長とも話をしてですね、進めていけたらいいなというふうに思います。

もう一点、学校への村民の皆様の関わりということで申し上げますと、昨年より学校運営協議会の制度というのを、スタートをしていただいたところでもあります。いわゆる、コミュニティスクールの取り組みというふうに呼んでおりますが、この中には特定の団体ということではなくて、幅広い村民の方々に関わっていただくようなことを、いわゆる制度化した仕組みの中にビルドイ

ンしていただいたということだと思っていますので、これでこの小学校教育の中に、村民の皆様
の意見や活動というのが継続的にはいつてくる。まあ、持続可能な形になってくるということだ
と思っていますし、また、幅広い皆様方から意見も聞いて、この学校運営に生かしていくという
ふうなわたしは認識でいます。また、教育長ともそのあたりよく相談をして、より良いふうにな
っていけばいいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。まあこれは、人事案件なのであまり個人の云々
ということには触れたくないですが。といいますのが、教育長の任命については、以前には教育
委員会からの教育委員としてまず出られた。その方の中で互選をして、この方が教育長にはふさ
わしいという方を、そこで推挙をされて村長が提案をして出していく。その手法から、任命をす
るのは村長が任命権限を持ち、そこから出して議案に出していくということに変わりました。

それでわたし、なに申し上げたいかといったら、現在、この指名のこれをされておられる以前
の教育長2名についてですが、過去の歴史を振り返ってみますと、いつ辞められたか、どうい
う経緯だったかはわからない。ということが村民の方からの大変不信を招いた結果があります。知
らんないに、わからんやに、おうならんやあになった。やめぎわが大変まずいということが、
すごくありました。その結果、先ほど前田議員も指摘をされました。この6月の中途の段階の任
命時期というのは、わたしが記憶する限り、それらのずれ込みの時間があって、この6月のこの
中途半端になつとるんじゃないかなというふうにわたしは思っています。まあそれは過去こと
ですから、中田村長には責任はないです。

それでですね、やはりこういう権限か村長指名ということで、やはり教育長の任命権限が村長
は多大なものがありますから、その部分は流用されてですね、あくまでもこの選任はいいんで
すけれども、退任の時期のそれが竜頭蛇尾なりのゆうれいにならないように、そこは気を付けて
任命をして、職務を全うしていただきたいというふうにわたしは思っております。それがあ
るからこそ、村長任期は4年、教育長は3年ですから。

教育長の面倒を、最後までみれるのは村長なんです。だから、これのずれって、よくできた手
法だと思っています。その辺についてだけ、村長の考えを一言だけ聞いて終りたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まああの、参考にさせていただきたいと思
います。

以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案は原案のとおり、同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 24 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

ここで井田教育長の復席を許可します。

〔井田教育長復席〕

日程第 14 議案第 25 号 から 日程第 18 議案第 29 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、議案第 25 号日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例、日程第 15、議案第 26 号日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第 16、議案第 27 号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例、日程第 17、議案第 28 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 18、議案第 29 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上 5 件については、条例に関する議案でありますので一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第 25 号から議案第 29 号までについて提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 25 号日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例についてであります。令和 4 年度に開館する複合型子育て拠点施設を設置するにあたり、施設の所在地及び管理等にかかる必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 26 号日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整備に関する条例に

ついてであります。複合型子育て拠点施設内の各施設について、設置及び管理に関する条例を一括して制定するもので、複合型子育て拠点施設内の各施設の所在地等を一括して改正し、また、各施設の条文を必要に応じて改正するものでございます。

次に、議案第 27 号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例に規定する福祉保健課の事務分掌に、令和 4 年度に開館するミライトひえづに関するものを追加し、建設産業課にありました観光を総合政策課に変更し改正するものです。

次に、議案第 28 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。教育委員会に新たに教育次長、教育次長補佐を置くため、またそのほかについても、現状に合わせ職務を変更し改正するものです。

次に、議案第 29 号日吉津村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

第 2 条関係の別表第 1 に農業未来会議委員、農業将来ビジョン推進本部会議委員、指定管理者選定委員会委員及びミライトひえづ運営協議会委員の職名を追加し、報酬額を規定するものであります。

以上、一括議題となりました議案第 25 号から議案第 29 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 19 議案第 30 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、議案第 30 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 30 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 6,274 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 2,096 万円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げます。はじめに 8 ページをご覧ください。第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 1 目 社会福祉総務費に 331 万 8,000 円を計上しておりますが、これは、介護・

障害・子育てなど制度ごとに管理されていた情報を一元的に管理するための福祉相談システム導入にかかる電算処理業務委託料の増額でございます。

10 ページをご覧ください。第5款 農林水産業費、第3項 水産業費、第1目 水産総務費に330万円を計上しておりますが、これは船だまりの突堤の先にあります標識灯が老朽化し、その取り替え工事にかかる工事請負費の増額でございます。

11 ページをご覧ください。第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費に650万円を計上しておりますが、これは村道宮川北線歩道設置工事にかかる工事請負費の増額でございます。

同款、第3項 都市計画費、第2目 公園費に4,200万円を計上しておりますが、これは海浜運動公園の観光目的利活用事業の設計監理委託料と工事請負費の増額でございます。

12 ページをご覧ください。第9款 教育費、第2項 小学校費、第3目 保健体育費に22万4,000円を計上しておりますが、これはこれまでの給食の牛乳助成17円を、全家庭を対象とした給食助成22円に変更することによる扶助費の増額でございます。

つづいて、歳入について、6ページをご覧ください。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金に2,358万8,000円を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました福祉相談システム導入業務等にかかる地方創生臨時交付金の増額と海浜運動公園の地域一体型観光サービス高付加価値化事業補助金の増額によるものでございます。

同款、同項、第4目 土木費国庫補助金に330万円を計上しておりますが、これは社会資本整備総合交付金が道路交通安全施設等整備事業費補助金へ移行したことによる減額と、村道宮川北線歩道設置工事が補助対象になったことによる道路交通安全施設等整備事業費補助金の増額によるものでございます。

同款、同項、第6目 教育費国庫補助金に229万5,000円を計上しておりますが、これは小学校大規模改造エレベーター事業の国の補助基準額に対する特別加算率が、増となったことによる学校施設環境改善交付金の増額が主なものでございます。

7ページをご覧ください。第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金に2,441万2,000円を計上し、歳入歳出を調整しております。

第21款 村債、第1項 村債、第1目 村債では600万円の増額を計上しておりますが、これは村道宮川北線歩道設置工事に伴う公共事業等債400万円の増額と、小学校の大規模改造エレベーター事業の起債充当率アップによる学校教育施設等整備事業債200万円の増額によるものでござ

います。

以上、議案第 30 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 20 議案第 31 号

○議長（山路 有君） 日程第 20、議案第 31 号複合型子育て拠点施設新設工事（建築）変更請負契約について議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議案となりました議案第 31 号の複合型子育て拠点施設新築工事（建築）変更請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

複合型子育て拠点施設新築工事につきましては、令和 3 年 6 月 18 日に議決をいただき、現在精力的に工事を行っているところでございます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、建物等の解体等工事における石綿飛散防止対策が、令和 3 年 4 月から段階的に強化されています。鳥取県では、石綿の飛散等に伴う県民への健康被害防止という観点から、国の法体系を補う県独自の制度として鳥取県石綿健康被害防止条例を制定し、法令の改正にあわせ県条例・規則の改正を行っています。それに伴い本工事も、段階的に強化される石綿飛散防止対策に対応する為、対策費用の増額が必要となり増額変更するものでございます。

契約金額は変更前が 9 億 3,500 万円、変更後が 9 億 3,962 万円となり、462 万円の増額となります。

日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本工事の変更請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第 31 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 21 議案第 32 号 から 日程第 22 議案第 33 号

○議長（山路 有君） 日程第 21、議案第 32 号財産の無償貸付について、日程第 22、議案第 33 号日吉津温泉の利用許可申請について、以上 2 件については、関連がありますので、一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、議案第 32 号から議案第 33 号までについて提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第 32 号財産の無償貸付についてであります。株式会社ヤードクリエイションへ温泉泉源の土地と泉源揚水ポンプ及び付属建屋を無償で貸し付けることにより、旧うなばら荘の温泉施設を観光客や地元の方々の憩いの場・交流の場として有効に活用することができ、地域の魅力を発信や、地域活性化に繋がることを期待できることから、財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により本議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第 33 号日吉津温泉の利用許可申請について提案理由をご説明申し上げます。

日吉津温泉の温泉利用許可申請が、株式会社ヤードクリエイションから提出されたことに伴い、日吉津村温泉利用条例第 7 条の規定により、日吉津村温泉審議会へ諮問した結果、利用申請を認める答申を受けましたので、同条例第 8 条の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、一括議題となりました議案第 32 号から議案第 33 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、明日午前 9 時より一般質問を行いますので議場にご参集下さい。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 31 分 散会
